

行政法

設問

A市内の病院へ救急搬送されて入院したXは、多額の預金を有していたが、認知症により判断能力を欠き預金の払戻しができず、身寄りもなかったため、入院費の支払ができないう状態であった。そこで、A市長から生活保護の決定及び実施に関する権限の委任を受けていた福祉事務所長Bは、生活保護法25条1項に基づき、職権で、Xに対する生活保護の開始決定をし、Xの入院費は、同法に基づく医療扶助として病院に直接支払われることとなった。

その後、A市長は、家庭裁判所に対し、Xについて後見開始の申立てをし、後見開始の審判がされて確定した。これにより、裁判所に選任された成年後見人による預金の払戻しが可能になったことから、B所長は、保護の必要性がなくなったと判断し、Xに対する生活保護の廃止決定をした。さらにその後、B所長は、生活保護法63条に基づき、Xに対し、病院へ支払われた医療扶助費500万円の返還を求める決定（以下「本件決定」という）をした。なお、生活保護を受けている者（以下「被保護者」という）は、後期高齢者医療の被保険者から除外されているが、仮に、Xが生活保護の開始決定を受けていなかった場合、Xは後期高齢者医療の被保険者（自己負担割合1割）に該当し、X自身が負担しなければならなかった医療費の自己負担額は50万円であった。

B所長がXに500万円全額の返還を求めたことは適法か。以下の条文を参考に検討せよ。

〔参照条文〕

○生活保護法（抄）

第1条 この法律は、……国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第4条1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第25条1項 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、……すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

◆ポイント

①問題の所在を把握する。②個別法の仕組みを理解する。③具体的事実をあてはめる。④結論を導く。

解説

①何が問題となっているのかを把握する

本問では、一体何が問題となっているのでしょうか。既に行政法の勉強を始めている人の中には、裁量権の限界やその司法統制の手法などの論点が思い浮かんだ人もいると思いますが、連載第1回目の今回は、行政法の事例問題を解くにあたって必要となる個別法の仕組みの理解の方法を中心に解説します。

まず、本問では、B所長がXに500万円全額の返還を求めたことは適法か検討せよ、ということが設問に明記されていますから、問題文をしっかりと読んだ人は、医療扶助費の返還を求めたことそれ自体ではなく、金額が問題となっていることに気が付いたのではないかと思います。なお、筆者の経験上、法学部生の10人に1人くらいは問題文をしっかりと読まない傾向があるように感じています。問題文を丁寧に読むことは基本中の基本ですので、「全額」を読み飛ばしてしまった人は、気を付けるようにしてください。

次に、なぜ500万円全額の返還を求めたことが問題となるのでしょうか。生活保護法の条文の検討に入る前に、事案について考えてみましょう。設問によると、Xは多額の預金を有しているとのことですから、500万円の返還を求めたからといって、Xが直ちに生活に困窮することはなさそうです。しかし、設問を読み進めると、生活保護の開始決定を受けていなかった場合、Xの負担は50万円のみであったことがわかります（残りの450万円は後期高齢者医療が負担します）。そうすると、Xとしては、生活保護を受けていなければ50万円の負担で済んだのに、生活保護を受けたことによってその10倍の500万円を負担させられることとなりますから、いくら多額の預金を有しているとはいえ、容易には納得できないのではないのでしょうか。

このように、何が問題となっているのかを把握するには、個別法の検討に入る前に、当事者の立場に立って考えることが重要です（事案によっては、当事者以外の第三者の立場に立って考えることが有益な場合もあります）。本問の場合、抽象的に生活保護法の仕組みの問題点について指摘しろと言われても直ぐにはピンとこないと思いますが、50万円で済んだはずの入院費に500万円も請求されたと考え、問題の所在を把握することは難しくないと思います。ぜひ想像力を駆使して事案を検討するようにしてみてください。

②生活保護法の仕組みを理解する

問題の所在を把握したら、次に、問題となっている個別法（本問では生活保護法。以下、単に「法」という）の仕組みについて検討します。

(1) まず、本件決定の根拠規定である法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、一定額の返還義務を負う旨を定めています。ここで着目すべきは、「保護金品に相当する金額」ではなく、「保護の実施機関の定める額」を返還しなければならないと規定されていることです。また、同条は、保護の実施機関の定める返還額について、「保護金品に相当する金額の範囲内」という上限を設ける一方で、その算定方法について具体的に